

重度の障害がある人やご家族へ

特別障害者手当



などを支給します

重度の障害がある人（身体障害者手帳個別の障害が1級（聴覚障害は2級）、知的障害でIQ20以下、重度の精神障害（精神障害者保健福祉手帳1級）で、日常生活において常に特別な介護が必要な人は、特別障害者手当などを受給できます。

① 特別障害者手当

対象／身体または知的・精神に重度の障害があり、日常生活において常に特別な介護が必要な満20歳以上の在宅障害者で、次のいずれかに該当する人

- ① 重度の障害が2つ以上ある（内部障害の重複は1つの障害として扱われます）
- ② 重度の障害が1つあり、ほかの障害（身体障害者手帳3級、知的障害IQ35以下または精神障害）が2つ以上ある
- ③ 重度の障害が両上肢・両下肢・体幹・精神のいずれかに1つあり、それが特に重度の障害のため日常生活（動作）能力に重篤な支障がある

② 障害児福祉手当

対象／身体または知的・精神に重度の障害があり、日常生活において常に介護が必要な満20歳未満の在宅障害児で、次のいずれかに該当する子ども

- ① 重度の障害が1つ以上ある
- ② 知的障害（IQ35以下）と身体障害（身体障害者手帳2級）の合併障害

③ 特別児童扶養手当

対象／身体または知的・精神に障害があり、次のいずれかに該当する満20歳未満の子どもを家庭で養育している保護者

■ 手当1級に該当する子ども

- ① 身体障害者手帳1・2級または3級の一部（※1）
- ② 療育手帳の障害の程度がA

■ 手当2級に該当する子ども

- ① 身体障害者手帳3級または4級の一部（※2）
- ② 知的障害でIQ50以下

④ 富士市重症心身障害者等介護手当

対象／次のいずれかに該当する人

- ① 身体障害者手帳1・2級の人と同居して常に介護している人
- ② 身体障害者手帳1・2級とIQ35以下の知的障害が重複している人と同居して常に介護している人

◎ 手当の認定については審査があり、該当にならない場合があります。

また、手当によって必要な書類が異なります。詳しくは、障害福祉課にお問い合わせください。

！ 手当には支給制限があります

特別障害者手当・障害児福祉手当・特別児童扶養手当

- 本人または配偶者、扶養義務者の所得が一定以上あるとき
- 施設に入所しているとき
- 3か月以上入院しているとき（特別障害者手当のみ）

富士市重症心身障害者等介護手当
● 要介護者が特別障害者手当、障害児福祉手当、経過的福祉手当、障害基礎年金を受けているとき
● 生活保護を受けているとき
● 本人または配偶者、扶養義務者の所得が一定以上あるとき（身体障害と知的障害が重複している人は支給制限がありません）

★ IQ：知能指数

- ※1 下肢障害において、両足首から欠くもの
- ※2 下肢障害において、一下肢の機能の著しい障害以上

手当の支給額（令和元年12月時点）

手当の種類	支給額（月額）
① 特別障害者手当	2万7,200円
② 障害児福祉手当	1万4,790円
③ 特別児童扶養手当	1級 5万2,200円
	2級 3万4,770円
④ 富士市重症心身障害者等介護手当	5,000円

問い合わせ／障害福祉課

☎(55)2759 ☎(55)0151

✉ fu-syougai@div.city.fuji.shizuoka.jp